

具体的施策

3Rを基調とした取組をさらに推進し、基本計画における目標の達成をより確実なものとするために、これまで取り組んできた施策の中で、充実・拡大していく必要があるものや、新たに取り組む必要があるものを、具体的施策として設定します。

基本施策1 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

(1) 環境教育・環境学習の促進

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクルを推進するためには、まず環境への意識を高めることが必要となります。

今後も、「川崎市環境教育・学習基本方針(改訂版)」(平成18年3月)に基づいてごみに関する環境教育・学習を実施し、その促進を図ります。

出前ごみスクールの充実・拡大【重点】

平成17年度から小学生を対象に実施している「出前ごみスクール」については、内容の充実を図るとともに、実施回数を拡大していきます。

H21	H22	H23	H24	H25
事業の拡大				

スケジュールの和暦は年度を示しています。(以下同じ)

ふれあい出張講座の充実・拡大【重点】

平成17年度から実施している「ふれあい出張講座」は町内会・自治会等の集会や地域のイベントなどで、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行っています。

今後も、引き続き実施するとともに、内容の充実・実施回数の拡大を図ります。



H21	H22	H23	H24	H25
事業の拡大				

3R推進講演会の開催

3Rに関する話題をテーマとした、講演会を毎年開催します。

今後も、内容に工夫を凝らし、学習機会の場として幅広い参加を呼びかけていきます。



④ 環境教育用教材の充実



小学校の中学年が学校教材として利用している社会科副読本「くらしとごみ」については、子どもたちが理解しやすく、興味が湧くように内容の充実に努めます。

H21	H22	H23	H24	H25
	小学校中学年を対象に配布 社会科教育研究会での検討			

⑤ リユース食器やマイカップの普及

お祭りやイベントなど多くの人が集まる場所において、リユース食器やマイカップの使用を普及促進する取組を進め、再利用に向けた意識の向上を図ります。



外出するときは、マイカップやマイ箸を持参し、割り箸や紙コップを使いません。
 割り箸1膳 5g減量
 紙コップ1つ 10g減量

⑥ 幼児環境教育プログラム

市内幼稚園を対象に、平成19年度に策定した環境全般に関する幼児環境プログラムを活用した取組を推進します。

⑦ エコ・クッキング講習会の開催

小学校PTAを対象として実施しているエコ・クッキング*講習会を開催し、市民の生ごみ減量や環境配慮型ライフスタイルへの転換を促すなど、環境に対する意識の向上を図ります。

食材は使う分だけ購入し、野菜は皮をむかずに調理するなど、なるべく使いきります。
 キャベツの葉2~3枚 50g減量
 冷蔵庫で無駄にしている野菜
 トマト1個 100g減量



(2) 情報の共有化

【ITの活用】

① 市ホームページの充実

市ホームページの中に「ごみ・リサイクルのページ」を設け、「ごみと資源物の分け方・出し方」など、必要な情報をお知らせしています。

インターネットの利用拡大に伴い、ごみに関する情報や市民団体等の活動、取組成果の紹介など、様々な情報伝達の手段として、ホームページの一層の充実を図ります。

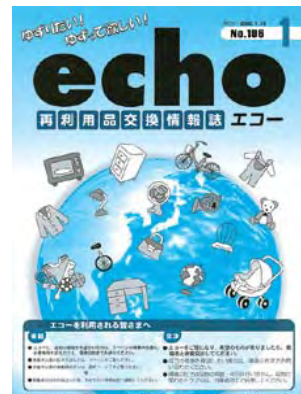
(市ごみ・リサイクルのホームページアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/30/30genryo/home/menu.htm>)



② 再利用品交換情報誌「エコー (echo)」の充実

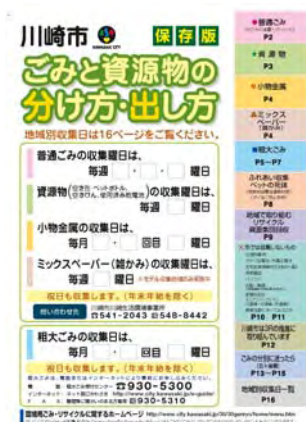
不要になった家具等を「譲りたい方」、また「欲しい方」のため、再利用品交換情報誌「エコー」を毎月1回発行し、区役所等の窓口で配布しています。

今後は、エコー誌面へ写真の掲載やインターネットホームページの充実などを行い、多くの市民の方々にその情報をお知らせし、利用の拡大を図ります。



【普及広報の充実】

③ 広報誌の充実



ごみと資源物の分け方・出し方や収集日等をお知らせする「ごみと資源物の分け方・出し方」を作成し、市内全世帯へ配布するとともに、6ヶ国語版の「ごみと資源物の分け方・出し方」を作成しています。

また、本基本計画の取組状況等をお知らせする「かわさきチャレンジ・3Rニュース」を年に数回発行しています。

今後も、内容の充実に努めるとともに、必要な情報をより分かりやすく提供することなどにより、情報の共有化を図ります。

④ マスメディアを活用した情報提供

今後も、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアを活用し、廃棄物に関する情報を広範囲に提供していきます。

⑤ (仮称) 3Rチェックシートの作成・普及【新規】【重点】

市民が日常生活の中で3Rの取組が実感できる「(仮称) 3Rチェックシート」を作成し、広報誌への掲載やホームページ等を活用した取組状況の共有化により、ごみの減量・リサイクルへの意識の向上を図ります。

H21	H22	H23	H24	H25
				→
	チェックシートの作成・普及			

(3) 減量・リサイクル活動の活性化

① 減量指導員制度の充実

廃棄物減量指導員は、ごみの減量・リサイクルを推進するため、地域におけるボランティア・リーダーとして、また、市民と行政とのパイプ役として活動しています。
 今後も、廃棄物減量指導員制度の周知徹底を図り、活動の活性化を図ります。



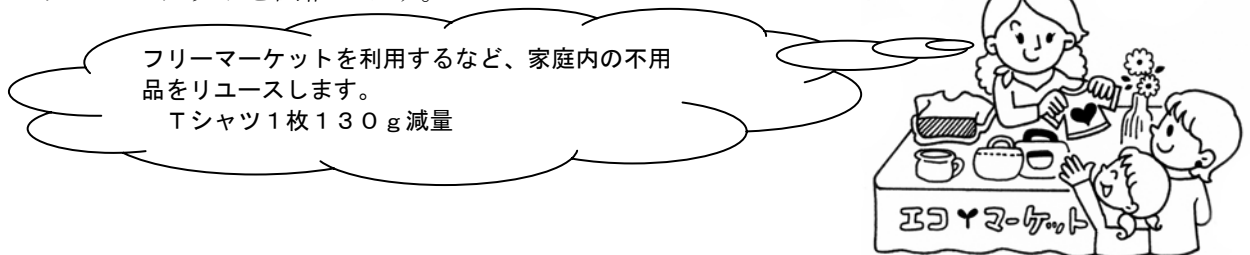
H21	H22	H23	H24	H25
		活動の活性化		

② 市民リサイクル活動への支援

ごみの減量、再使用及びリサイクルに向けた市民活動の活性化のため、市民団体に対し「かわさき市民公益活動助成制度」などによる支援を行っています。
 今後も引き続き、こうした制度の活用などにより支援の充実を図ります。

③ フリーマーケットの開催

家庭内で不用になったものの再利用を推進するため、市民の手によるフリーマーケットが数多く開催されていますが、市民のリサイクル活動を積極的に推進するため、今後も市主催のフリーマーケットを開催します。



フリーマーケットを利用するなど、家庭内の不用品をリユースします。
 Tシャツ1枚130g減量

(4) 市民参加の促進

① 「川崎市ごみ減量推進市民会議」の実施

市民の方がごみ問題や3Rの推進に関心を持ち、積極的に参加・活動できる場として、市民、廃棄物減量指導員、事業者、専門家などから構成する「川崎市ごみ減量推進市民会議」を平成19年1月に設置しました。

第1期の活動では、ごみ減量に向けた具体的な取組を提案し、実践するとともに、情報交流を行いました。

今後も、市民・事業者・行政のパートナーシップに基づく取組について、意見を交換し活動の実践を図ります。

(5) まちの美化推進

① 不法投棄防止に向けた取組

ごみの不法投棄は臨海部を中心に後を絶たない状況にあるため、タクシー協会や関係機関と連携し監視するとともに、巡回パトロールや不法投棄常習場所への防止看板、監視カメラの設置等を推進します。



不法投棄は犯罪です！

H21	H22	H23	H24	H25
	関係機関との連携による巡回パトロールの実施 防止看板・監視カメラ等の設置		監視の実施 (年100回)	

② 不適正排出指導の徹底【新規】

事業者処理責任の徹底と受益者負担の公平性の確保を図るため、事業系ごみは、事業者が許可業者に収集を委託するか、自ら処理センターに持ち込むこととしていますが、一部で集積所に排出する事業者が見受けられることから、不適正排出事業者に対する指導の徹底を図ります。

③ 集積所周辺の環境美化

ごみの散乱が目立つ集積所の周辺については、排出状況を調査し、啓発・指導を徹底するとともに、周辺住民・廃棄物減量指導員の協力のもと、集積所周辺の環境美化を図ります。



④ 散乱防止重点区域道路清掃事業の実施

ポイ捨て禁止条例に基づく散乱防止重点区域において、たばこの吸殻や空き缶など散乱ごみの清掃を集中的に行うことにより、ごみを捨てにくい環境づくりを目指します。



⑤ 各種普及啓発キャンペーンの実施

国が主唱する「ごみ減量・リサイクル推進週間」行事の一環として「ごみゼロの日」にちなみ5月30日に、また、『環境衛生週間』行事の一環として、市内統一美化活動と連動し、9月24日から10月1日の間に1回、大規模キャンペーンを実施しています。

さらに、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーンとして、区役所等と連携し、毎月各区の主要駅で啓発・清掃活動を実施しています。

今後も、これらの事業を継続して実施し、市民の環境意識やモラルの向上を図ります。



基本施策 2 循環型の処理システムを築く

(1) ごみをつくらない社会を創る

【ごみの発生を容認しない市場経済の構築】

① グリーン購入の促進

ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用する、グリーン購入*の拡大に向けた取組を推進します。



容器のごみを減らすため、詰め替え製品を使用します。
洗剤やシャンプー（月2本で）1日あたり4g減量
エコマークなどの環境ラベルを目印に、エコ製品を
買うようにします。



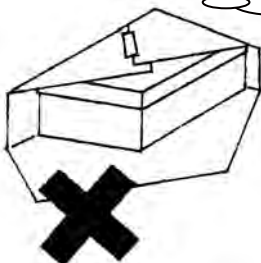
H21	H22	H23	H24	H25
川崎市グリーン購入推進方針の見直し				

② 製品の適正包装の推進

市内の大手スーパー・百貨店・商店街等約1,700店舗に対し、適正包装とレジ袋削減の推進について協力を要請しています。特に主要駅のデパート、百貨店に対しては個別に訪問し依頼を行っています。

今後も、協力要請や個別訪問を継続するとともに、事業者との連携を通じたごみ減量の取組を推進します。

また、市民に対しては、バラ売り商品の購入や買い物袋を持参する環境配慮型ライフスタイルへの転換を促し、適正包装の推進に努めます。



中味を出したら不要になってしまう、包装や袋などの過剰包装は断ります。また、ばら売りや計り売りの商品を選びます。
包装紙1枚 5g減量

H21	H22	H23	H24	H25
1,700 店舗	店舗への協力要請			2,200 店舗
	個別訪問の実施			

③ レジ袋削減に向けた取組【新規】【重点】【温暖化】

地球温暖化対策の推進と循環型社会の構築に向け寄与するレジ袋の削減については、レジ袋はもらわない、配らないといった市民・事業者の身近な行動が重要です。

今後も、環境配慮型ライフスタイルの確立に向けた取組の一つとして、市民・事業者・行政の協働によるレジ袋の削減や、マイバッグの使用を促進するため、広報の充実や事業者への協力要請等の取組を進めます。

買い物をするときはマイバッグを持参し、できるだけレジ袋はもらわないようにします。

レジ袋1枚 10gのごみ減量 100gのCO₂削減



④ リサイクルエコショップ制度の充実

現在、リサイクルエコショップ*として205店舗（1商店街含む）を認定しています。

今後は、市民の認知度向上など、現行制度の課題を整理し、地球温暖化対策や地域の活性化とも関連付けながら、制度の再検討を行い、その充実を図ります。



H21	H22	H23	H24	H25
205 店舗				500 店舗
		制度の再検討		

⑤ 事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底【重点】

事業者には、自らの事業活動で生じたごみを減量し、資源化する事業者処理責任*があります。

焼却ごみ量の約3割を占める事業系ごみの減量・リサイクルは大変重要な課題となっているため、ごみを多量に排出する事業者等に対し、ごみの減量・リサイクルを促す指導の徹底を図ります。

【拡大生産者責任の追及】

⑥ 環境に配慮した製品の開発の促進

製造業者が、使用後のことも考慮に入れた製品設計を行うことにより、廃棄物となった場合の適正な再使用・再生利用・処分が簡単に行えるなど、環境に配慮した製品を開発し、その処理やリサイクルに責任をもつシステムの確立に向け、関係自治体と連携して取組を進めます。

⑦ 店頭回収の拡大に向けた取組

スーパー等が、自ら販売したもののうち、リサイクルが可能なものを店頭で回収することは、市の分別収集と併せて市民による資源化の機会を増やすことになり、資源物の円滑なリサイクルを推進することができます。

今後も、販売事業者等の協力を得ながら、店頭回収の拡大を図るとともに、その情報の普及を図ります。



資源となる食品トレイや牛乳パックなどは、店頭回収を積極的に利用します。
 食品トレイ1枚 10g減量
 1ℓの牛乳パック1枚 30g減量

H21	H22	H23	H24	H25
103 店舗				120 店舗
実施店舗の拡大				

【経済的手法の導入】

⑧ 効果的な経済的手法の研究

経済的手法については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく基本的な方針（平成17年5月改定）において、市町村の役割の一つとして、「……排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と定められています。

また、国においては、市町村による一般廃棄物処理の有料化に向けた取組を支援するため、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定するとともに、第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月改定）においては、市町村に求められる具体的な役割の一つとして、「一般廃棄物処理の有料化等の経済的手法などを必要に応じ適切に活用した3Rの推進」が挙げられています。

本市においては、分別収集の拡充など市民がごみの減量・リサイクルに取り組むための体制の整備や、効率的・効果的な執行体制の整備を図るとともに、市民サービスの向上に向けた取組を前提として、ごみの減量化の推進と排出量に応じた負担の公平性を確保するため、効果的な経済的手法について、引き続き調査・研究を行います。

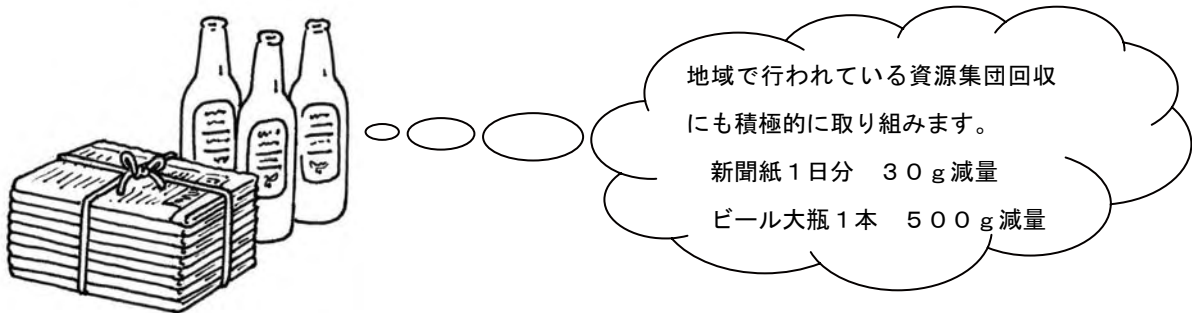
(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする

【徹底した資源化】

① 資源集団回収事業の拡充【重点】

資源集団回収は、市民・事業者・行政のパートナーシップによる事業であり、年間回収量は市のごみ総排出量の約1割を占め、その経費は市の普通ごみ処理費用の約10分の1であり、ごみの減量だけでなく費用対効果の面でも有効な事業です。

今後も、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収拠点等の増加、効果的な広報活動による情報提供の充実など、活動を活性化させる施策を実施し、事業の充実を図ります。



H21	H22	H23	H24	H25
		回収量		
55,000トン				65,000トン

② ミックスペーパーの分別収集の拡大【重点】

家庭系ごみの7.6%（平成20年度川崎市調査）を占めるミックスペーパー（菓子箱、包装紙、封筒等の雑かみ）の分別収集について、平成18年11月から開始しているモデル事業の成果を検証するとともに、平成23年1月から全市で実施します。

H21	H22	H23	H24	H25
			全市実施	
モデル実施				

③ その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施【重点】【温暖化】

容器包装リサイクル法の対象である、ペットボトル以外のその他プラスチック製容器包装（家庭系ごみの7.0%〔平成20年度川崎市調査〕）の分別収集は、ごみの減量だけでなく、資源の有効利用と温室効果ガス排出量の削減につながります。今後、収集・処理体制の整備を進め、平成23年1月からモデル収集を開始し、平成25年度には全市で実施します。

H21	H22	H23	H24	H25
				全市実施
		モデル実施		

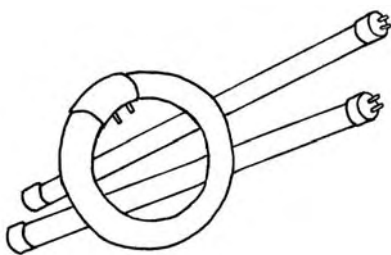
④ 分別排出の徹底

全市で分別収集を実施している空き缶・空きびん・ペットボトルなどについて、一部が普通ごみに混入しているなど、未だ分別排出が徹底されていない状況が見受けられます。

今後も、徹底した資源化によるごみ焼却量の削減とごみの減量・リサイクルを推進するために、分別排出指導の強化を図ります。



⑤ 廃蛍光管リサイクルの実施【新規】



平成20年度から拠点回収を開始した、廃蛍光管リサイクルに向けたモデル事業の拡大を図ります。

H21	H22	H23	H24	H25
	モデル事業の実施・拡大			

⑥ 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進【重点】【温暖化】

家庭系ごみの29.8%（平成20年度川崎市調査）を占める生ごみについては、ごみ焼却量の削減に向けて、その減量・リサイクルが重要な課題であり、また、事業系の生ごみについては、食品リサイクル法*（平成13年5月施行）の制定により、本格的な減量・リサイクルが始まっています。

このような状況の下で、本市では、地域特性に即した「かわさき生ごみリサイクルプラン」を平成19年2月に策定しました。

今後は、同プランに基づき、小さな循環（家庭系生ごみの減量・リサイクル）を拡大するとともに、事業系生ごみを中心とした大きな循環についても、民間主体の減量・リサイクルの取組を推進します。



料理は作りすぎたり、食べ残したりしません。

ご飯茶碗半分で50g減量

生ごみはよく水を切る50g減量

スイカの皮は2～3時間天日干しをする約30g減量

⑦ 生ごみ処理機等の購入助成【新規】

家庭から出る生ごみは、コンポスト化容器や生ごみ処理機を使用して減量・リサイクルすることができます。

市民の方の生ごみ処理機等の購入に対する助成を引き続き行い、家庭系生ごみの減量・リサイクルを図ります。

助成の対象

乾燥式処理機 バイオ式処理機 コンポスト化容器 密閉容器



乾燥式の処理機を使用すると、生ごみの量を約7分の1に減らすことができます。

⑧ 生ごみリサイクル講習会の開催【新規】

生ごみリサイクルの学習の場として、生ごみの堆肥化や電動生ごみ処理機の活用方法について、市民向けの講習会を行います。



⑨ 生ごみ等リサイクルモデル事業の実施

生ごみのリサイクル手法等を検討するため、平成16年度から実施している小学校・区役所等を対象にしたモデル事業を継続し、各モデル事業における堆肥の効能、費用対効果などの比較・検証を行います。

⑩ 事業系資源物のリサイクルルートの確立【重点】

事業系ごみの資源化は、事業者自らが資源化ルートを整備することが求められますが、小さな商店街等では資源物の排出量が少ないため、回収やリサイクルが非効率でリサイクルルートの確保が困難な状況にあります。

事業系ごみの資源化に向けて、排出事業者や回収・再資源化事業者などとの協働によるリサイクルルートの整備を進めます。

【環境産業との連携】

⑪ 環境産業との連携【新規】

本市では、臨海部のエコタウン事業に見られるように、環境への負荷を低減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会を目指した環境産業が多数立地していることから、分別収集の拡充、リサイクル方法等について、これらの民間事業者と連携を図ります。

(3) 資源にならないごみは適正に処理する

【環境負荷の低減に努めた適正処理】

① 廃棄物処理技術の研究、開発

焼却灰のセメント化など、新たな技術の導入を含めた資源化方策とともに、効果的で安全な処理技術の調査・研究を継続して実施します。

また、メーカーなどと連携して、新技術の開発を推進します。

② 埋立処分量の減量化

ごみの減量、資源化を推進し、焼却の対象となるごみをできる限り減らすことで、本市最後の埋立処分場である浮島廃棄物埋立処分場の使用期間を最大限延長します。

③ ISO14001の適正な運用

処理センターでは、ISO14001*を認証取得及び自己適合宣言へ移行しており、今後も環境に配慮した事業運営を行います。

また、今後のISO14001の運用については、平成22年度までに全ての処理センターにおいて、外部機関による認証から規格適合監査要領による自己適合宣言へ移行します。

H21	H22	H23	H24	H25
自己適合宣言への移行		自己適合宣言に基づく事業運営		
王禅寺処理センター	橘・堤根処理センター			

※ 浮島処理センターについては、平成20年度に自己適合宣言へ移行

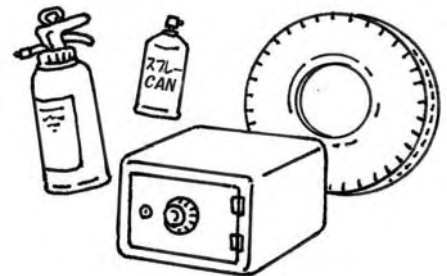
④ ごみ発電事業の推進【重点】【温暖化】

ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについては、これまでも熱回収により発電や蒸気供給等に活用してきましたが、今後も、新設する仮称リサイクルパークあさおごみ焼却処理施設に高効率な熱回収設備を導入し、ごみ発電事業等を推進することにより、化石燃料の消費量を抑制し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

⑤ 有害廃棄物・処理困難物への取組

環境への負荷が大きい有害廃棄物や、市の施設では処理が困難な物については、メーカー等による回収ルートの整備に努めます。

また、既に店頭回収により適正処理が行われているものについては、その情報の普及に努めます。



⑥ 搬入禁止物の混入防止【重点】

4つの処理センターに搬入されるごみの中には、搬入してはいけない産業廃棄物や処理困難物、資源物等が混入しているため、内容物審査を充実し、監視・指導を強化します。



	H21	H22	H23	H24	H25
	—————→				
内容物審査機の導入・審査の実施			内容物審査の強化		

【ごみ処理施設の整備】

⑦ 4処理センターの補修・整備

市内には、収集運搬効率を考慮して4つの処理センターをバランス良く配置してあります。効率的なごみ処理を行うためには、焼却能力を常に一定程度に保つ必要があることから、施設建設後、一定期間が経過した処理センターについては、大規模な補修・整備を計画的に実施します。

	H21	H22	H23	H24	H25
	—————→				
浮島処理センター整備				→	
堤根処理センター整備					→



⑧ 仮称リサイクルパークあさおの建設【重点】

王禅寺処理センターの老朽化に伴い整備を進めている、新たな総合的なごみ処理施設である「仮称リサイクルパークあさお」については、ごみ焼却処理施設と資源化処理施設の建設を着実に進めます。

H21	H22	H23	H24	H25
			稼働	
ごみ焼却	処理施設建設		資源化	処理施設建設

⑨ ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設の建設【新規】

ミックスペーパー分別収集の全市実施とその他プラスチック製容器包装の分別収集の実施に当たって必要となる、選別・圧縮を行う資源化処理施設については、浮島処理センター敷地内に整備します。

H21	H22	H23	H24	H25
	建設		稼働	

基本施策3 新たな視点と発想による施策展開

(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ

【施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施】

① 施策の効果分析手法による点検・評価【重点】

施策の評価に当たっては、評価の基準となる指標の設定が求められます。

国においては、市町村等が行う廃棄物の減量のほか、適正な処理を確保するための諸指針を策定しています。

今後は、国が策定した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）等を基に、意識啓発の効果や計画目標の達成状況等を明らかにすることにより、市民・事業者・行政がビジョンを共有できる評価手法の導入に向けた検討を行い、各施策の点検・評価を実施します。

	H21	H22	H23	H24	H25
評価手法 の検討	→				
			評価手法の導入・検証		

【計画のフォローアップ】

② 計画のフォローアップ

計画の進捗状況については、上記評価手法により定期的に施策の点検・評価を行い、市のホームページ等で公表するとともに、社会情勢の変化や、「新総合計画川崎再生フロンティアプラン実行計画」等の関係諸制度の改定に応じて適宜行動計画の見直しを行います。

	H21	H22	H23	H24	H25
	→				
		点検・評価			
第2期実行計画期間	→		次期実行計画期間		

(2) 費用対効果の分析

① 民間活力の導入

ミックスペーパー分別収集モデル事業（平成19年度～）及び粗大ごみ（平成20年度～）の収集運搬業務並びに粗大ごみの処理業務（平成21年度～）については、民間に委託して実施しています。

今後も、市民サービスの水準維持と費用対効果の観点から、効率的かつ効果的な廃棄物処理事業の執行体制について検討を進めます。